

サル痘に関する関係省庁対策会議の開催について

令和4年7月25日
関係省庁申合せ

- 1 サル痘について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、サル痘に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣危機管理監
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 兼 厚生労働省医務技監
構成員	内閣官房内閣審議官（新型コロナウイルス等感染症対策推進室長） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 内閣官房内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長） 内閣官房内閣審議官（危機管理審議官） 内閣官房内閣審議官（内閣広報室） 内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室） 警察庁警備局長 消防庁次長 出入国在留管理庁次長 外務省領事局長 財務省大臣官房審議官（危機管理担当） 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官 厚生労働省健康局長 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 農林水産省消費・安全局長 国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

- 3 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者に出席を求めることができる。

- 4 対策会議は、別に定めるところにより、幹事会を開催することができる。
- 5 対策会議の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。